

佐久市保健福祉審議会児童福祉部会 次第

日時：平成29年8月22日（火）
午後2時00分～
会場：佐久市役所5階 501会議室

1 開 会

2 協 議 事 項

（1）保育所のあり方について

3 そ の 他

4 閉 会

資料1

佐久市公立保育所の今後の方針について(案)に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成29年7月27日(木)から8月9日(水)までの14日間

(2) 案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所本庁市民ホール、子育て支援課窓口、各支所・各出張所窓口に閲覧用として設置

(3) 意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参(佐久市役所本庁子育て支援課)

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 27件5名

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 以下のとおり

佐久市公立保育所の今後の方針について（案）に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	意見要旨	市の考え方
1	3才以上児については、おかげのみ保育園から出され、月曜日、火曜日はご飯を持参します。それ以外の日は保育園から出します。しかし、衛生上の問題もあり、家庭から持っていくといふことではなく、保育園で毎日出して貰いた方が良いのではと思いません。月・火曜日以外にご飯が出来るなどもあります。ごはんをもつと食べさせて方が良いのではないかとも思います。	頂いたご意見について、今後の保育所運営において参考とさせています。
2	保育士の不足については、単純にインセンティブ(給与・報酬)の引き上げによって手当するのがいいのに、ついつも思います。報酬とは、メカニズムとしてそのように働くものであり、人手が足りないとか、人材の質に問題がある、という場合に、給与、報酬の引き上げは検討されべきだと思います。当然コスト高にはなるでしょうけれど、困った困った、って言っているだけではない。	頂いたご意見について、今後の保育所運営において参考とさせています。
3	P4 小規模保育所で入所率が低い園では混合保育が行われている。子どもの性格や課題の多様性に対応することも一考。小規模であること、混和保育や柔軟な選択ができるることも決してデメリットではないと思う。	頂いたご意見について、今後の保育所運営において参考とさせています。
4	P6 病後児保育、岸野保育園のみ。利用の少ない理由が「周知不足」だけではなく、利用しにくいシステムにあるのではないか。利用の仕方、また指定園の拡大も検討してはどうか。	頂いたご意見について、今後の事業運営において参考とさせています。
5	P7 給食の状況 給食は保育の一環。「食育」の位置づけや、安全の意味でも、正規の給食調理員のいない状況は改善すべき。正規調理員のいない園では、園長や保育士の過重負担となるのです。	正規職調理員でないことにより、食育や安全性に影響を及ぼすことは無いと考えます。

No.	意見要旨	市の考え方
6	P7 保育所施設の状況 駐車場不足が課題で、第一期計画で岩村田保育園を移転新築があるが、駐車場、明らかに不足ではないか。野球場駐車場から歩いていて、危険を感じる。 その後の整備には、駐車場確保は絶対条件でしょう。「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図る、とは、つまり、統廃合を進めるという意味か。 その時の保護者だけではなく、地域の声も十分聴きながら、方向性を探つていてほしい。	頂いたご意見について、今後の保育所整備において参考とさせていただきます。 保育所整備(統廃合も含めて)に当たっては、保護者、地域の皆様等の意見をお聞きするなか、整備計画方針を立ててまいります。
7	P9、P10 運営費の状況 私立のほうが安く上がる。と強調されているが、それがなぜかの分析が必要ではないか。保育士の人事費、労働条件はどうなのか。民間活力など言いながら、つまりは安くあげるのが目的になつているのではないか。公的に違うことには大きな意味がある。	財源を有効に活用し、また、有利な財源を確保することは、より安定的な保育および子育て施策を充実させることにつながると考えます。民間活力の導入は、有効な手段のひとつになるものと考えます。
8	P9、P10 運営費の状況 私立には国、県からの負担金が多い。としているが、市立の場合も一般財源ながらも、交付税の算定根拠に基づいて算入されているのではないか。	公立の場合、保育所関連経費を算出根拠とした普通交付税が一般財源として交付される旨の記載を追加します。
9	P9、P10 運営費の状況 せつかく無条件第三子以降無料化にしたのに、それが歳出過多といふらえでは、意義が違う。	様々な保育ニーズに応える施策を充実させるためにも、より効果的な運営方法を検討していきたいと考えます。
10	P9、P10 運営費の状況 保育士不足には、正規の採用なら応募が増えると思う。同じ仕事、担任まで持ちながら臨時職員ではなかなか集まらないと思う。	頂いたご意見について、今後の保育所運営において参考とさせていただきます。
11	P11 「公立施設の果たすべき責任と役割を明確にするなかで、私立施設と一体的に佐久市の保育・幼児教育事業を展開していく」 何を目指しているのでしょうか。まず本当に公立の責任と役割を明確に示してほしい。	就学前の子ども達に対する保育及び教育は、保育園と幼稚園により担われてきています。近年の保育及び教育に対するニーズの多様化に対応する上においても、公私立保育所、幼稚園が連携して地域の実情に応じた展開が重要と考えます。
12	P11 「公立施設の果たすべき責任と役割を明確にするなかで、私立施設と一体的に佐久市の保育・幼児教育事業を展開していく」 市が認定こども園を目標すといふことどなのが。	市が認定こども園を目標すといふことではありません。少子化の進行や就労形態が多様化するなど、家庭を取り巻く社会環境の変化の中で、保護者の様々な保育、教育需要に対応するためには、地域にある社会資源のそれぞれの特徴を生かし、実情にあつた多様なサービスメニューを提供することが重要と考えます。

No.	意見要旨	市の考え方
13	P12 公立保育所の今後の方針について 「ここから急に建前的な表現になる。「積極的な保育行政を展開する」「主役は子ども」「保育環境の充実」「持続可能な保育施策」「障害児保育等特別保育事業の充実、食育の推進や学校・地域との連携強化」と美辞麗句が並ぶ。	ご意見として承ります。
14	P12 公立保育所の今後の方針について なのに、調理員は、定員管理の面から正規職員の新規職員の採用は難しい。民間業者の派遣の活用とは理念と真逆の方針提示です。	保育所における調理業務は、給食の安全、衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提に、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない範囲において平成10年4月から委託が認められるなどになりました。保育園給食の継続性、安定性、及び安全確保などの運営面からより効率的な調理方法を検討してまいります。
15	P12 公立保育所の今後の方針については何か。市が決めたことは市が変更できるのではないか。	ご意見として承ります。
16	P14 100人以上の施設規模の原則 市が決めたことは、市が見直しも可能。多様性を追求すべきである。	一定程度の施設規模は、公益性、継続性、安定性の確保並びに保育の質の確保、向上に必要なことだと考えます。
17	総じて 公的な保育事業から、経費の安い民間委託を推進していきたい。という意図が露骨に明確。民間は、それぞれの個性や自由な保育実践ができるメリットも実績もあると思う。しかし、民間はその良心と意欲と運営努力によつて成り立っている。それを支援するには行政の仕事であることは確か。しかし、国の規制緩和政策の下、企業の参入も可能となつた今日、多くの危険も伴う。長野市の障害児児童デイサービス事業所が突然閉鎖することになつたのは、今年のこと。全国でも障害者就労支援A型事業所が突然閉鎖、解雇という事態が続いている。福祉分野での民間依存は高いリスクが伴う。まさに公的な責任が不可欠なのである。 少子化が確実な今日であるからこそ、佐久市にとっても、充実した子育て支援を本気で取り組む機会としていくべきではないか。 佐久市の施策の柱として、正規職員を増やすこと、公立も私立も多様な保育要求に応え、質の高い保育実践を基本に、保護者も育てる拠点となる、保育所を目指すべきと考える。	ご意見として承ります。
18	この計画の視点が「市にとつてどっちが得か?」という所にあるように感じられる。もつと、園児からの視点、保護者からの視点で計画を作るべき。	子育て支援宣言都市として、小学校就学前の乳幼児に対する保育及び教育並びに保護者の多様な需要に対する子育て支援の総合的な提供を今後も推進してまいります。

No.	意見要旨	市の考え方	
19 20	園児を預かって貰える時間。幼稚園などだと、10時から15時くらいまでしか預かって貰えないように見えるが、公立と同じ時間を預かって貰えるのか？また、月平均保育料調定額が公立だと16,969円、私立だと18,193円となつており、私立に移行された場合は保護者の負担が増すわけだが、そういった事は表の数字のみで、丁寧な説明がなされていない。しかも、私立の保育料調定額が、公立と同じ時間を預かつた場合なのかどうかも不明。	園により開園時間の違いはあります。園まで利用できる園がありますが、幼稚園でも朝7時30分から19時まで利用できる園があります。 保育料は公私立による差は無く、保護者の収入によって決定されるものですが、私立に移行した場合保護者の負担が増すわけではありません。「保育所運営費の状況(平成28年度)(表8)」にその点について明記します。	
21 22 23	私立と公立の職員賃金を比較すると公立はかなり低賃金である。それゆえに慢性的に保育士不足があると聞いているが、こういった事にどう対応するのかの計画が無い。低賃金ゆえに私立の運営費が低いという側面はないのか。そういうのか。そういうのか。そういうのか。	ご意見にもありますとおり、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象どすることができます。[3億円の園舎を改築する場合の比較モデル]の図を修正します。 施設整備費についても第189回国会の参議院総務委員会で、高市早苗総務大臣(当時)が次のようく述べています。「現在、公立保育所の施設整備費につきましては、この一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業費の対象としております。具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であることとに鑑み、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について、事業費補正により70%、単位費用により30%、あわせて100%を地方交付税で措置すると。それとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉施設整備事業費の対象としております」総務大臣答弁では「100%を地方交付税で措置」となっています。これについてはどうなのか。 「民間に移行すれば市の負担が減る」という観点ではなく、市としては「どんな保育所にすれば、市民に喜ばれるか」「どんな保育行政を行えば佐久市に移住しようと思われるか」という観点からの保育方針をもつと話し合うべき。ハコモノノ建設にお金を使いすぎたそのツケを保育行政にしわ寄せするような事は止めるべき。	頂いたご意見について、今後の保育所運営において参考とさせていただきます。 園希望者の希望保育園への全入園入園予定の小学校から遠く離れた保育園に入園させることは子供にとって最善ではないと思うので、その地区に住んでいる子供優先で希望の保育園へ入園できるよう改善してほしい。

No.	意見要旨	市の考え方
24	産前産後10週の期間延長、育児休暇中も保育園を利用できるように。 産後10週を過ぎた後、継続保育を希望する場合、乳児を連れて就職活動等を行わなくてはならず大変、上の子供が退園させられないようにしてほしい。	ご意見として承ります。
25	就労時間にかかわらず保育園利用時間を選べる パートタイムで働いていても時短保育の迎え時間に間に合わせることが 大変、長時間保育も希望しやすくしてほしい。	ご意見として承ります。
26	臨時保育士を正規職員保育士へ 先生方に子供を継続してみていただけるようにまた安心して仕事をしてい ただけるよう希望される先生を臨時保育士から正規職員保育士にしていた だきたい。	ご意見として承ります。
27	病児保育や病後児保育を利用しやすくなるために手続きを簡略化してほ しい、 利用に事前登録が必要なことや預け場所がわかりにくいでわかりやす くしてほしい。	できる限りわかりやすく説明できるよう工夫してまいります。

資料 2

佐久市

公立保育所の今後のあり方について（案）

目 次

1 計画の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 佐久市の保育に関する現状と課題	2
就学前児童数とその動向	2
保育の状況	3
特別保育等の状況	5
給食の状況	7
保育所施設の状況	7
保育士の状況	8
運営費の状況	9
私立保育所・幼稚園について	11
4 公立保育所の今後のあり方について	12

佐久市公立保育所の今後のあり方について（案）

1 計画の趣旨

近年、全国的に少子化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴い、保育園の入所児童数も低年齢児を中心に増加傾向にあります。

また、就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴い、多様な保育ニーズへの対応が求められており、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、幼児期の教育・保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を目指し、社会全体で子ども・子育てを支援する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

本市では、このような状況の中、子育て支援施策の中心的役割を担う保育所事業について、「第一次佐久市総合計画」や「次世代育成支援対策行動計画」を基に、保育施設全般の基本的な考え方や推進すべき事業など、今後の公立保育所のあり方を示す「佐久市公立保育所の今後のあり方について」を平成20年11月に策定し、計画的に保育事業を推進してきました。

また、平成27年3月に策定された「佐久市子ども・子育て支援事業計画」さらに「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の一つ「安心して結婚し、子どもを生み育てることができる佐久市における「ひとの創生」実現のため、同一生計の兄姉の年齢などに関係なく第3子以降の保育園・幼稚園保育料を無料化するなど、子育て世代の希望を実現できる社会環境の醸成に取り組んでいます。

今後も「第二次佐久市総合計画」や「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育水準のさらなる向上を目指すとともに、計画的に保育事業を推進するため、公立保育所の施策の方向性を示す本計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、佐久市の最上位計画である「第二次総合計画」の期間が平成29年度から平成38年度までであり、5年を区切りとした前期後期基本計画との整合性を考慮し、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や保育に係る国の施策の状況を踏まえ、

必要のある場合は見直しを行うこととします。

3 佐久市の保育に関する現状と課題

(1) 就学前児童数とその動向

現在（平成29年4月1日）の佐久市における0歳～5歳の就学前児童の数は4,844人であり、年齢構成別では0歳～2歳が2,288人、3歳～5歳が2,556人となっています。（表1）

このうち、保育所への入所は公・私立を合わせて2,477人で、全体の51.1%を占めており、幼稚園への入園717人を合わせると3,194人で65.9%となります。

また、3歳～5歳の年齢層では、保育所・幼稚園に入園している児童は2,527人で、98.8%となり、義務教育ではないものの、この年齢の児童のほとんどが入所・入園していることとなります。

さらに、保育所は1,810人と、この年齢層の70.8%が入所していることからも、幼児期の児童の育ちにおいて中心的な役割を担っていることが窺えます。

しかし、人口の見通しとしては、総人口の減少とともに就学前児童の数も減少傾向にあり、5年前の平成24年と比べると人数で331人、率で6.3%の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年10月策定による人口推計によれば、今後も総人口の減少とともに就学前児童の数も減少する見通しとなっています。（表2）

就学前児童の年齢別人口の推移（表1）（各年度4月1日現在）（人・%）

	平成24年	平成27年	平成28年	対前年比率	平成29年	対前年比率	対平成24年比
0歳	820	773	742	96.0	717	96.6	△103
1歳	871	830	782	94.2	797	101.9	△74
2歳	830	825	857	103.9	774	90.3	△56
小計	2,521	2,428	2,381	98.1	2,288	96.1	△233
3歳	858	839	824	98.2	884	107.3	26
4歳	870	907	840	92.6	833	99.1	△37
5歳	926	837	903	107.9	839	92.9	△87
小計	2,654	2,583	2,567	99.4	2,556	99.6	△98
計	5,175	5,011	4,948	98.7	4,844	97.9	△331

資料 広報情報課

年齢5歳階級別人口の見通し（表2）

(平成27年10月作成)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
総人口	99,243	97,111	94,627	91,916	88,976	85,779	82,240
0~4歳	4,085	3,624	3,381	3,261	3,176	3,042	2,829
5~9歳	4,359	4,105	3,643	3,398	3,276	3,190	3,056

国立社会保障・人口問題研究所推計準拠 企画課

(2) 保育の状況

就学前児童数は前述のとおり減少しているものの、市内公私立保育所入所児童数は、平成24年と平成29年で比べると人数で136人、率で5.8%の増となっています。（表3）

保育所入所児童数の推移（表3）

(各年度4月1日現在)

	平成24年	平成27年	平成28年	前年比	平成29年	前年比	対平成24年比
0歳	32	33	48	15	40	△5	8
1歳	207	249	238	△11	299	61	92
2歳	247	316	353	37	328	△25	81
0~2歳計	486	598	639	41	667	31	181
3歳	600	605	582	△23	613	31	13
4歳	618	637	614	△23	589	△25	△29
5歳	637	596	631	35	608	△23	△29
3~5歳計	1,855	1,838	1,827	△11	1,810	△17	△45
0~5歳合計	2,341	2,436	2,466	30	2,477	14	136

これは、3歳から5歳児の入所者数が少子化の影響により45人減っているものの、0歳から2歳の3歳未満児の入所者数が181人、37.2%増加していることによるものです。

3歳未満児の入所者数の増は、核家族化の進行や、女性の社会進出による就労機会の増加に伴う全国的な傾向となっています。

佐久市では、現在公立保育所15園と私立保育所9園があり、平成29年4月1日時点での入所児童数は公立1,411人、私立1,066人となっています。

保育所の定員に対する入所率では、公立の定員が1,665人で入所率は84.7%、私立の定員が1,035人で入所率は102.9%、全体では定員2,700人で入所率は91.7%となっています。（表4）

近年は、3歳未満児保育の需要が高まっていることに加え、全国的

に保育士が不足している状況にあり、年度途中での3歳未満児の受け入れが困難になっています。

また、各園で入所率に差があり、小規模保育所で入所率が低い園では混合保育が行われています。

平成29年度年齢別入所児童数（表4）

4月1日現在

公・私	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	入所率
公 立	泉	140	2	6	12	26	23	25	94	67.1%
	大沢	45	0	8	5	6	5	10	34	75.6%
	中込第1	90	2	10	11	15	18	11	67	74.4%
	中込第2	130	2	11	10	26	26	21	96	73.8%
	城山	160	1	23	14	47	33	32	150	93.8%
	東	120	1	10	13	29	22	28	103	85.8%
	平根	100	2	9	10	21	16	18	76	76.0%
	岩村田	150	1	22	20	39	36	38	156	104.0%
	中佐都	130	0	9	20	32	44	38	143	110.0%
	高瀬	90	3	12	8	18	15	17	73	81.1%
	切原	50	0	2	1	9	5	6	23	46.0%
	田口	90	0	11	5	15	26	20	77	85.6%
	青沼	50	1	2	3	6	5	6	23	38.0%
	もちづき	170	2	18	18	45	50	45	178	104.7%
	あさしな	150	3	12	20	26	27	33	121	80.7%
	計(15)	1,665	20	165	170	360	351	348	1,414	84.9%
私 立	岸野	170	6	19	31	44	31	57	188	110.6%
	野沢	90	2	9	14	28	25	25	103	114.4%
	聖愛	170	2	15	21	38	50	45	171	100.6%
	小雀	170	2	31	29	38	44	39	183	107.6%
	岩村田北	160	2	22	27	45	39	42	177	110.6%
	曰田	80	1	9	12	17	9	17	65	81.3%
	里曲	45	2	3	1	5	1	4	16	35.6%
	佳里	90	0	20	18	27	31	24	120	133.3%
	ひまわり	60	4	10	11	13	12	13	63	105.0%
	計(9)	1,035	21	138	164	255	242	266	1,086	104.9%
公・私計(24)		2,700	41	303	334	615	593	614	2,500	92.6%

(3) 特別保育等の状況

就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴う多様化する保育ニーズへ対応するため、延長保育をはじめとする特別保育を実施しています。

(表5)

ア 延長保育

すべての園で開所時間中の時間において実施しており、就労形態の多様化に対応しています。

平成28年度の実利用数は693人で、5年前の平成24年度の599人と比べ94人増加しています。

イ 乳児保育

0歳児の保育を行う乳児保育は、全園で実施しています。

平成28年度の実利用数は171人で5年前の146人と比べ25人増加しています。

ウ 障害児保育

障がいのある子もない子も、ともに同じ環境の中で育ちあうことにより、お互いに良い保育となるよう統合保育の理念に基づき全園で実施しています。

平成28年度の実障害児数は125人で、5年前の79人と比べ46人増加しています。

エ 一時保育

保護者の労働、職業訓練や病気、看護・介護等により、家庭保育が一時的に困難となる児童を一時的に保育する事業で、公私立13園で実施しています。

平成28年度の延利用数は4,993人で、5年前の6,833人と比べ1,840人減少しています。これは通常保育の増加によるものと思われます。

オ 休日保育

日曜・祝日等に保護者の就労などで家庭保育が困難である児童を公私立3園で実施しています。

平成28年度の延利用数は745人で、5年前の396人と比べ349人増加しています。

カ 病児・病後児保育

病気の治療中又は回復期にあり、保護者の就労等やむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育を行います。

病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施して

います。

病児保育の平成28年度の延利用数は203人で5年前の174人と比べ29人の増加、病後児保育の平成28年度の延利用数は13人で5年前の22人と比べ9人減少しています。

今後も保護者等への周知に努める必要があります。

特別保育事業等の実施状況（表5）

	保育所名	ア延長保育	イ乳児保育	ウ障害児保育	エ一時保育	オ休日保育	カ病後児保育
公 立	泉	○	○	○			
	大沢	○	○	○			
	中込第一	○	○	○	○		
	中込第二	○	○	○			
	城山	○	○	○			
	東	○	○	○			
	平根	○	○	○			
	岩村田	○	○	○		○	
	中佐都	○	○	○			
	高瀬	○	○	○			
	切原	○	○	○	○		
	田口	○	○	○	○		
	青沼	○	○	○	○		
私 立	もちづき	○	○	○	○		
	あさしな	○	○	○	○		
	岸野	○	○	○	○	○	○
	野沢	○	○	○			
	聖愛	○	○	○	○		
	小雀	○	○	○	○		
	岩村田北	○	○	○	○		
	曰田	○	○	○	○		
	里曲	○	○	○	○		
	佳里	○	○	○	○		
	ひまわり	○	○	○		○	

※ ○印は現在実施保育所

(4) 給食の状況

幼児期の「食」をめぐっては、発育・発達の重要な時期でありながら、栄養の偏り、朝食の欠食、肥満の増加など問題は多様化・深刻化し生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

保育所の給食は、専門の栄養士が作成する献立により、保育所ごとに調理されています。薄味に努め食材本来の味を活かし、旬の食材、園農園で採れる食材、地域食材の使用など食への関心を高め、食育の推進を図っています。

献立の作成や調理に関しては、栄養価等のバランスはもとより、離乳食の状況、児童の食嗜好・健康状態の把握等、引き続き保護者・保育士・調理員・栄養士が連携していく必要があります。

食物アレルギー対応では、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者との面談により、対応方法を決定し、除去食の提供に当たっては職員全員に周知し、事故防止に努めています。

(5) 保育所施設の状況

現在（平成29年4月1日）公立保育所15園のうち、築30年以上が9園、うち築40年以上は7園あります。（表6）

経年劣化や老朽化が進み、施設本体だけでなく給排水、給食、電気等の設備についても修繕を頻繁に行っている状況にあります。

また、施設設備の陳腐化やバリアフリー対応などの課題もあります。

さらに、保育園への送迎は自家用車が多く、十分な駐車スペースがないことも課題です。

こうした状況から第1期計画期間中において、平成22年に岩村田保育園を移転新築するとともに、平成29年に老朽化が進む、平賀・内山保育園を「城山保育園」に、望月地区の4園を「もちづき保育園」として統合、整備しました。

他の保育所についても、児童の安全を確保し良好な保育環境を提供するため、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図りつつ、建替えの必要性やその手法等を検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。

公私立保育所施設状況（表6）

(平成29年4月1日現在)

	保育所名	延床面積(m ²)	建設年度	経過年数	構造	備考
公 立	切原	474	S 3 6	5 6	木造	
	中込第一	767	S 4 5	4 7	鉄筋コンクリート	
	中込第二	795	S 4 7	4 5	鉄筋コンクリート	
	泉	910	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	高瀬	796	S 4 9	4 3	鉄筋コンクリート	
	東	942	S 5 0	4 2	鉄筋コンクリート	
	中佐都	942	S 5 2	4 0	鉄筋コンクリート	
	平根	764	S 5 4	3 8	鉄筋コンクリート	
	大沢	540	S 5 8	3 4	鉄筋コンクリート	
	青沼	488	H 3	2 6	木造	
	田口	678	H 8	2 1	木造	
	あさしな	1,528	H 1 8	1 1	木造	
	岩村田	1,545	H 2 2	7	鉄筋コンクリート	
	城山	1,544	H 2 9	0	木造	
	もちづき	1,604	H 2 9	0	木造	
私 立	佳里	997	S 4 7	4 5	木造	
	白田	664	S 4 8	4 4	鉄筋コンクリート	
	里曲	508	S 4 9	4 4	木造モルタル	
	野沢	644	S 5 1	4 1	鉄骨モルタル	
	小雀	521	S 5 5	3 7	鉄筋コンクリート	
	岩村田北	1,060	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	岸野	1,294	S 5 6	3 7	鉄筋コンクリート	
	聖愛	1,165	H 1 8	1 1	鉄骨	
	ひまわり	484	H 2 6	3	木造	

(6) 保育士の状況

保育士の配置は厚生労働省令による児童福祉施設最低基準に定められています。

佐久市では、より充実した保育を行うため、独自の基準により保育士を配置しています。（表7）

職員の配置基準（児童数：保育士数）（表7）

年齢	佐久市	国	年齢	佐久市	国
0歳	3:1	3:1	3歳	18:1	20:1
1歳	4:1	6:1	4歳	25:1	30:1
2歳	6:1	6:1	5歳	28:1	30:1

※ 国基準では1歳児での児童6人までを保育士1人で保育できるのに対し、佐久市では保育士1人で児童4人までしか保育できないということ。

現在（平成29年4月1日）、保育士274人（正副園長17・主任15・一般80（産休育休中職員15人含む）・臨時162（産休育休代替職員除く））調理員46人の体制となっています。5年前（平成24年4月1日）の保育士250人（園長19・主任19・一般73（産休育休中職員3人含む）・臨時139（産休育休代替職員除く））調理員46人と比べても保育士は24人増加しております。

臨時職員保育士は23人増加しており、うち障害加配保育士は53人から65人と12人の増加、また未満児保育を担当する職員も増加しています。

（7）運営費の状況

佐久市の公立保育所の運営費は、平成28年度決算（見込）で約13億4,700万円となっています。（表8）

公立と私立の保育所の運営費を比較するため、定員100人の保育所をモデルとして想定した場合、平成28年度の運営費は、公立が約9,500万円、私立が約8,780万円という試算になります。

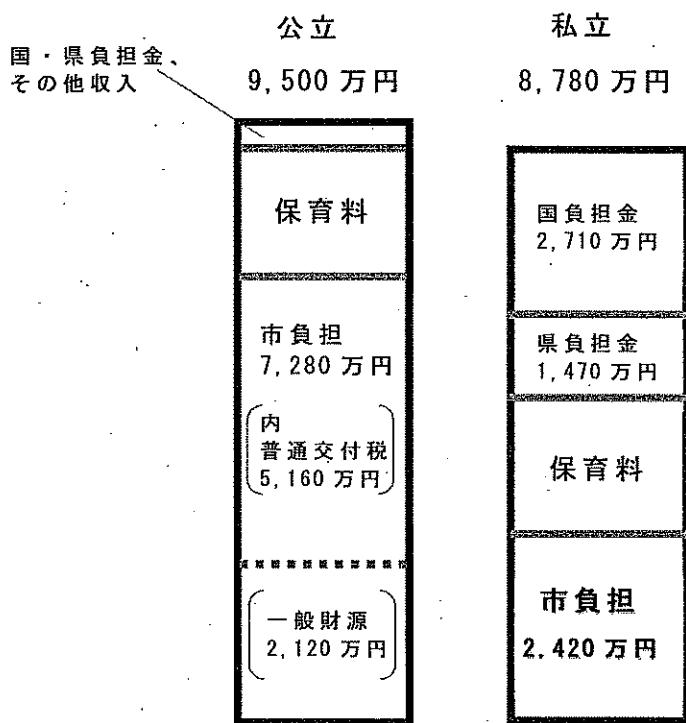
この運営費に対する市からの負担額を比較すると、公立が約7,280万円、私立が約2,420万円となり、その差は4,860万円となります。

これは、私立の場合、国から約2,710万円、県から約1,470万円の負担金が交付されるためです。

なお、公立の場合、保育所関連経費を算出根拠とした普通交付税が一般財源として交付されます。

限られた財源を有効活用することが、本市の保育および子育て施策を充実させることにつながります。また、人口減少・高齢社会を見据え、今後保育所の規模適正化および民間活力の導入を図ることが重要なっています。

【定員 100 人の保育所における運営費の比較モデル】



※推計値の算出方法

平成 28 年度決算額をベースに、公立、私立それぞれの入所児童数で除して 100 人を乗じることにより算出した。

私立保育所の運営費については、国・県負担金、市からの委託料等歳入を基に算出しています。いるため、実際はこれより少ない運営費での運営が可能。

保育所運営費の状況（平成28年度）（表8）

項目	合計		公立保育園		私立保育園	
保育園数	28ヶ所		19ヶ所		9ヶ所	
定員	2,715人		1,680人		1,035人	
入所児童数	30,734人		17,012人		13,722人	
区分	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)	金額 (千円)	児童1人 月平均 (円)
歳入	保育料調定額	538,328	17,516	288,684	16,969	249,644
	国庫支出金	313,371	10,196	3,249	191	310,122
	県支出金 (負担金・補助金)	173,098	5,632	5,195	305	167,903
	その他の収入	17,874	582	17,874	1,051	
	計(a)	1,042,671	33,926	315,002	18,516	727,669
歳出	公立保育所 運営費	1,347,731		1,347,731	79,222	
	私立保育所 運営費	950,356			950,356	69,258
	その他・私立 保育所補助金 等	53,721			53,721	3,915
	計(b)	2,351,808	70,472	1,347,731	79,222	1,004,077
	差引市負担額(a)-(b)	1,309,137	36,546	1,032,729	60,706	276,408
						20,144

※保育料は保護者等の収入により決定されるため、公立・私立で保育料の違いはありません。

(8) 私立保育所・幼稚園について

佐久市内には、私立保育所が9園、私立幼稚園が6園あります。それぞれ地域に根差し、特徴ある保育・幼児教育に取り組んでいます。

少子化の影響で出生数が減少する中、認定こども園への移行を検討している私立保育所・幼稚園は2園あります。

また、施設の老朽化等に伴う改築や、少子化や多様なニーズに対応するため定員の増減について検討している園もあります。

保育・幼児教育事業については、これまでも私立保育園・幼稚園によって維持されてきた経過があります。このことを踏まえ、保育提供

事業所としての公立施設においては、今後、児童数の減少が見込まれることを見据えた、公立施設の果たすべき責任と役割を明確にするなかで、私立施設と一緒に佐久市の保育・幼児教育事業を展開していく必要があります。

4 公立保育所の今後のあり方について

これまで保育所は、その目的及び役割を踏まえ、その時々の保育需要に対応してきました。

今後も、公私立保育所それぞれの特徴をより一層生かした保育を提供する必要があります。

「佐久市・子ども子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり」を実現するため、保育所を子育て支援の基幹施設として、積極的な保育行政を展開します。

(1) 施策の視点

ア 子育て支援の主役は子どもであることを第一とします。

(何が子どもにとって最善であるかを判断の基準として施策を推進します)

イ 保育環境の充実に努めます。

(保育の質の向上、保育施設の充実を図ります)

ウ 持続可能な保育施策を推進します。

(財源等限られた資源の中で、無駄のない効率的な施策を推進します)

(2) 施策の方向

「保育所保育指針」にも示されているとおり、保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならず、子どもたちを心身共に健やかに育てる責任があります。

また、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）も行う場所でなければなりません。

保育は家庭（保護者）と共に子どもを育てることです。家庭との連携を密にし、保育所での保育が、子どもの育ちを支え、保護者の養育力の向上につながるよう支援していきます。

子どもたちが保育所での基本的生活習慣や集団の中で様々な体験をし、成長していくために、通常保育をより充実させるとともに、障害

児保育等特別保育事業

の充実、食育の推進や学校・地域との連携の強化を図っていきます。

ア 保育の質の向上

質の高い保育を提供するため、保育士等に対する研修の充実等による職員の資質向上、労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、保育の質の向上に努めます。

イ 保育サービスの充実

保育ニーズは多様化しており、公立保育園はセーフティネットとして柔軟性、即時性、即効性がさらに求められています。そのニーズに適切・的確に対応し、基幹施設としての役割を効果的に発揮できるよう、私立保育園・幼稚園と連携を強化し保育サービスを提供します。

特別保育事業については、国県の補助事業を積極的に取り入れ事業展開を図ります。

特に、障害児保育に関しては、乳幼児期から市の児童担当・福祉担当・保健師のほか各関係機関が連携し、就園に向けた支援を行い、就園後も必要に応じ、療育支援センターの利用など専門的な支援、専門家の指導を受けながら集団保育に適応できるようなケアを実施します。

また、卒園後の子どものケアとして、小学校入学前から幼保小の連携を図ります。

ウ 私立保育所・私立幼稚園との連携

公立・私立保育所が混在する地域では、私立保育所の安定的な運営が確保されるよう私立保育所の保育定員を優先し入所調整を行います。

今後も公立保育所の果たすべき役割を明確にし、認定こども園への移行や公立保育所の民営化については、私立保育所・幼稚園の意向を尊重しながら一体的に保育事業を展開します。

エ 給食

食育の推進は子どもの発育に欠くことのできないものであることから、より一層の推進を図ります。

近年増えている食物アレルギーでは、医師からの保育園等における生活管理指導表をもとに保護者と面談を行い、除去食の提供に努めます。

調理部門は、定員管理の面から正規職員の新規採用は難しい状

況にあるため、平成26年度事務事業外部評価において今後の対応方針として示したとおり、施設内での調理を基本とし、民間業者から派遣された調理員の活用を検討します。その際は、安全性を確保する点検方法について、また民間業者と子どもたちが直接ふれあうなど保育所の食事の提供のあるべき姿を十分に検討し、どのような食事提供であっても子どもの心と体の育ちに必要な給食の質を確保できるような体制づくりに努めます。

才 施設改築等

城山保育園及びもちづき保育園の整備により、平成29年4月現在、築30年以上の保育園が9園、うち40年以上は7園となりますが、施設の老朽化が進み、大規模修繕や改築等の必要が生じてきています。

公立保育所の建替えにおいては、国の補助金が原則廃止されたことから厳しい財政状況の中、市の負担増が予想されます。

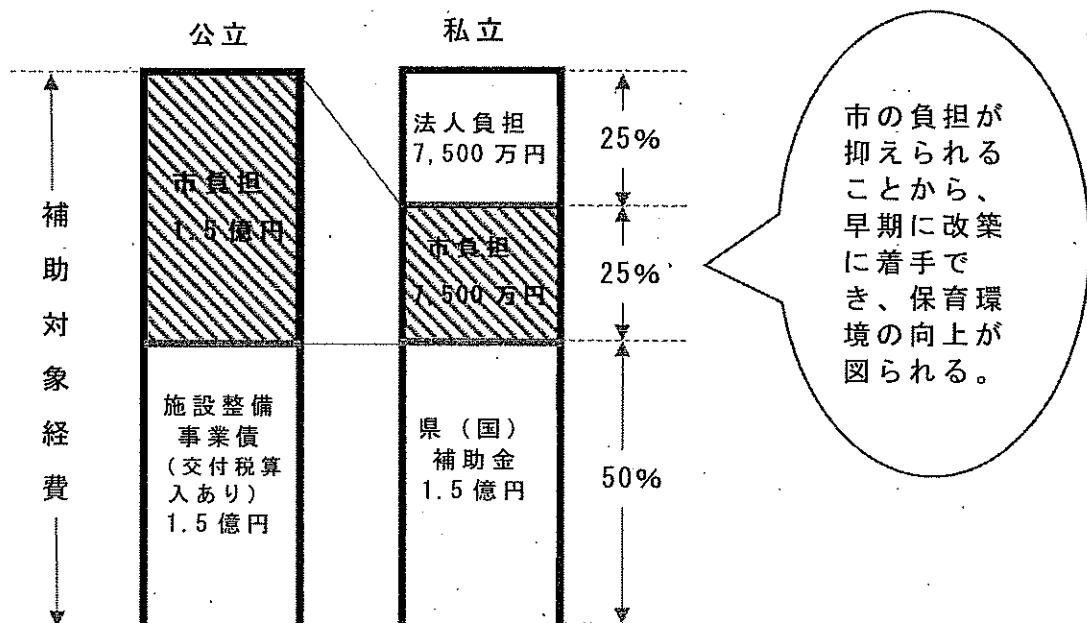
改築等においては、その手法や施設の状況による緊急度、地元要望を踏まえ、有利な財源の確保を図りながら推進します。

また、整備等に当たっては「集団保育により児童個々の自立を図る」という保育の重要な役割や統合保育の解消を図るため、100人以上の施設規模を原則とした基準に則り、地域の実情や保護者の利便性、地域に根付いた歴史ある私立保育所の運営や意向を勘案するとともに、「佐久市公共施設最適化推進方針」との整合を図り、民間活力の導入も含め、施設のあり方や統廃合について検討します。

整備等にあたっての施設規模に係る基準

- ・その時点の児童数の状況やこれから予測を勘案し、整備等にあたっては100人以上の施設規模を原則とします。（年齢区分ごとに、2クラス程度が維持できる児童数を基本とし、国が定める保育士の配置基準、0歳－3人、1歳－6人、2歳－6人、3歳－20人、4歳－30人、5歳－30人、計95人と近年の3歳未満児保育需要の高まりを考慮・城山及びもちづき保育園開園後の佐久市内保育所平均規模111人）

【3億円の園舎を改築する場合の比較モデル】



※土地購入、整地等に要する費用は補助対象外
※この補助率は「安心こども基金」を活用した場合のもの

佐久市公共施設最適化推進方針（抜粋）

【今後の施設のあり方】

- 平成27年3月に策定した「佐久市子ども・子育て支援事業計画」に、今後の市立保育園の設置・運営に関する基本的な考え方などを定めています。今後は、同計画との整合をとりつつ、施設最適化に向けて取組を進めます。
- 保育施設の整備については、現状で市全体の保育施設の定員に対する在園児数に余裕があることに加え、今後、子どもの数が減少することなどを踏まえながら、取り組みます。
- 民間活用を図る際は、効果を見極め、サービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育園・幼稚園と連携をとりながら進めます。
- 老朽化による大規模修繕や建替えなどの際は、統廃合だけでなく、公設民営、民設民営も視野に入れた施設のあり方の見直しも検討します。

力 保育所運営における民間活力の導入

私立保育所はそれぞれの特色を生かした保育サービスが提供されています。佐久市の保育における私立保育所の果たしてきた役割は大きなものがあります。少子化が進み、出生数が減少する中、セーフティネットとしての役割を担う公立保育所を残しながら、民間活力の導入を図ります。

なお、民間活力の導入を図る際は、効果を見極めサービス低下とならないよう検討を進めるとともに、既存の私立保育所・幼稚園と連携を取りながら進めます。

民間活力の活用の手法等

○公設民営

・運営委託

施設の設置管理は市のままで保育業務のみ委託する方法で、国からの運営費負担金はありません。

また、将来にわたって、市にとって修繕や大規模改修といった将来的な負担を負うこととなります。

・指定管理制度

市から指定を受けた団体（指定管理者）が「公の施設」の管理を行うもので、あらかじめ定めた指定管理期間において民間に管理を任せ的方式ですが、国からの運営費負担金はありません。また、事業者が頻繁に変わることもあり、子どもへの環境の変化の影響を考慮すると、そのたびに引き継ぎなどを実施する必要があり、効率的とは言えません。「運営委託」と同じく、将来にわたって修繕や大規模改修といった将来的な負担を市が背負うことになります。

○民設民営

・民間移管

公立保育所の土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、民設民営により保育所を運営する方式。この場合は、完全に民間施設となるため、国の運営費負担金が適用となり、市の財政負担の軽減も図られます。

・新設

新たな保育園を造る場合は、民間事業者（社会福祉法人等公益法人）の場合に限り国の補助金等を受けられるため、民間事業者を募り設置していくことになります。この場合は、市内の既存私立保育所・幼稚園に対し意向を伺っていくこととなります。